

守口市障がい者・高齢者交流会館指定管理者制度 総合評価(施設所管課による評価)

【評価対象施設】守口市障がい者・高齢者交流会館

【指定管理者名】社会福祉法人 守口市社会福祉協議会

【評価対象年度】平成31年度

【施設所管課名】健康福祉部 障がい福祉課

施設のサービス水準の視点 コメント

今年度より会館の運用が一部変更となったが、変更に伴う設備改修を滞りなく実施された。また、新型コロナウイルスの感染拡大により、2月頃から通常通りの運営が困難であったが、消毒液の設置や臨時休館など、必要な感染拡大防止対策を取られた。新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、次年度においても引き続き重要と考えられることから、随時市と協議しながら必要な対応・対策をお願いしたい。臨時休館となりアンケートが実施できなかったことは致し方ないが、次年度も感染状況により従来の方法ではアンケート調査が難しいことが予測されるため、時期をずらしての実施や別の方法での意見聴取など必要に応じて検討すること。新型コロナウイルスの影響が無かった4月から1月においても、前年度と比較し会議室等の利用が減少していることから、要因の把握・分析に努め、利用増に取り組まれない。事業報告書等において、展示室の活用に係る記載がないことから、次年度活用に係る体制整備等について取り組み、その状況を事業報告書等に記載されたい。

収支状況 コメント

光熱水費や事務経費の削減により、黒字収支となっている。今後もコスト削減を念頭に置いた管理運営に努められたい。

市(施設所管課)による総合評価

会館の運用変更に伴う設備改修を滞りなく実施されたこと、新型コロナウイルスの感染拡大により通常運営が困難であったところ、適宜必要な感染防止対策を取られたことは評価する。事業提案内容にあった展示室の活用について、具体的な進展がなかったことから、次年度は企画調整や体制整備等に取り組まれない。以上のことを総合的に勘案して、評価を【B】とした。

総合評価

B

総合評価区分

- A : 協定事項等を上回る水準で施設運営がされ、大変良好なサービスが提供されている
- B : 概ね協定事項等の水準どおり施設運営がされている
- C : 協定事項等の水準以下であった